

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和4年7月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200012号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2200002号

## 第1 結論

平成8年\*月から平成9年3月までの請求期間、平成9年4月から同年9月までの請求期間、平成10年4月から平成14年3月までの請求期間、平成15年9月から平成16年6月までの請求期間、平成16年7月から平成21年6月までの請求期間、平成22年4月の請求期間及び平成22年8月から平成23年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年\*月から平成9年3月まで  
② 平成9年4月から同年9月まで  
③ 平成10年4月から平成14年3月まで  
④ 平成15年9月から平成16年6月まで  
⑤ 平成16年7月から平成21年6月まで  
⑥ 平成22年4月  
⑦ 平成22年8月から平成23年1月まで

請求期間①から⑦までについて、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、年金記録は申請免除、未納、又は半額未納になっている。

社会保険事務所(平成22年1月1日以降は年金事務所)で、国民年金保険料を納付した期間を申請免除の期間にする等の年金記録の改ざんが行われ、その後改ざんが隠蔽されたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、請求期間①、③、⑤、⑥及び⑦は申請免除、請求期間②は未納、請求期間④は半額未納であることが確認できるが、請求者は、「請求期間①から⑦までの国民年金保険料を納付した。若い頃は母にお金を預けて納付してもらい、平成21年7月以後は自分で納付した。」旨記述している。

しかしながら、請求者の母は、「請求者の申請免除や半額免除の手続を行った記憶はあるが、請求者から国民年金保険料としてお金を預かり、納付したことはなかった

と思う。自分の保険料と請求者の保険料を一緒に納付した記憶はない。」旨陳述しており、請求者の請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる陳述を得ることができない上、請求者は、請求期間⑥及び⑦の保険料について、「納付時期、納付金額、納付方法、納付場所等を覚えていない。」旨記述している。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①は申請免除、請求期間②は未納である旨記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる上、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の収納業務を行っていたA市を平成17年1月1日に編入したB市は、「請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している。

さらに、日本年金機構が保管する、請求者の請求期間⑥及び⑦に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書によると、それぞれの申請年月日について、請求期間⑥は平成22年5月17日、請求期間⑦は同年7月2日と記載されていることが確認できるところ、当該二つの年月日は、オンライン記録の請求期間⑥又は⑦に係る申請免除の申請年月日と一致していることから、請求期間⑥及び⑦について、請求者が前述の申請書を提出して保険料免除が承認され、申請免除と記録されたと推認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間①の申請免除は平成9年1月31日に事務処理されていることが確認できるところ、同月以後は基礎年金番号が導入され、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されて記録管理の強化が図られていたことを踏まえると、請求期間①から⑦までに係る年金記録の過誤があった可能性は低いものと考えられる上、記録の訂正、取消し等の事務処理が行われた場合は、オンライン記録に変更履歴が記録されるが、請求期間①から⑦までに係る変更履歴は確認できないことから、請求者が、請求期間①から⑦までの国民年金保険料を現年度保険料、過年度保険料又は追納保険料として納付していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が20歳に到達した平成8年\*月\*日を取得年月日として、同年9月6日に資格処理されていることが確認できるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間①から⑦までの合計は\*月と長期間であり、同一人に係る当該期間の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。